

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

規制の名称：消防活動阻害物質の追加

規制の区分：新設、改正、(拡充)、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和2年3月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の3第1項に規定するもの。以下「消防活動阻害物質」という。）については、具体の物質名を、政省令（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号））で指定しているところである。

消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。

今般、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」について、水と反応して人体に有害な気体を発生させる性質を有するものであり、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）においても、令和元年の改正により劇物に追加されたことを踏まえ、消防活動阻害物質として、新たに指定することとしている。現在のように、当該物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していない状況が続いた場合、消火活動等に伴い当該物

質から有害なガス等が発生した際に、甚大な被害が予測されることから、消防活動の円滑化のためにも規制を拡充するものである。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」は、石油精製の触媒や医薬品、農薬、香料等の原料などに利用されているが、水と反応して人体に有害な気体を発生する性質を有するため、消火活動に伴って高い危険性を有するものであることが認められた。現在、当該物質は消防活動阻害物質として指定されておらず、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していないため、当該施設等で火事が発生した場合に甚大な被害が生じるおそれがある。

【課題解決手段の検討】

消防機関が、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」の所在を把握することにより、定期的な査察指導を通じた防火活動、当該施設において火事が起こった場合の適切な消火活動につなげることができる。このように、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を消防活動阻害物質として新たに指定し、危険性が高い相当数量(200キログラム)以上貯蔵し、又は取り扱う施設等について、消防機関への届出を義務化することで、効率的かつ効果的な消防活動が可能となる。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

・「遵守費用」について

「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合には、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見

取り図を添付した上で、提出するという事務コストが発生する。

・「行政費用について」

消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生する。これまでも消防活動阻害物質の届出は行われてきており、各消防機関における負担は限定的と想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、平常時の適切な査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることにより、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。これにより、火災発生時の未然防止や、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の抑制並びに火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が生じる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

未然に防止する人的、物的被害等について金銭価値化することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は、特段生じない。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今般改正を行う届出制は、消防機関が消防活動阻害物質を把握するための手段として費用の小さい規制である一方、当該規制により消防機関が事前に消防活動阻害物質の所在を把握し、平常時の査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることで、より迅速かつ適切な消防活動の実施が可能となり、火災発生時の未然防止、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大の抑制及び火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が発生する。こうしたことを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

規制の代替案として、当該物質の貯蔵・取扱いについて「禁止」や「許可制」にすることが挙げられる。一律禁止にした場合には「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を利用する石油、医薬品、農薬等の生産活動に支障を来すおそれがある。また、許可制とする場合には許可する際の基準が必要となるほか、利用者側からの許可申請や消防機関による審査の実施、無許可で取り扱っていた場合の処分の実施など追加的な費用が発生するものと考えられる。遵守費用及び行政費用を必要最小限に抑えた上で、効果的な消防活動を実現するには、本改正案の「届出制」を採用するのが適当なものである。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和元年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」（令和2年3月））において、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定す

ることが適当であるとされた。

- ・令和元年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会  
([https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-39.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-39.html))

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事業者等へのヒアリングを通じて、当該規制の実施状況や社会経済情勢の変化等を把握し、必要な検討を行う。